肥料と農薬の情報誌

肥料農薬レポート

12

No.326

Winter

農薬の再評価制度について

いつの間にか寒くなってきて年末へと近づいており、今年ももうあと１か月となりました。今年を振り返るとなにを思い出すでしょうか。地震や猛暑日などの異常気象、オリンピックの開催など振り返ると色々なことがありました。歳を重ねるごとに１年が早く過ぎると言われますが、これは「ジャネーの法則」と呼ばれるそうです。新しい刺激が少なくなることが１つの理由と言われています。でも楽しい時間は一瞬なので、新しいことを始めると時間って早く進みそうな気がしますね。小学生に日々を楽しむコツを教えてもらいたいです。

1．農薬の再評価制度について

近年、主要薬剤が次々と販売終了しており、今まで使用していた薬剤が使えなくなり困っている生産者も多くいると思います。代替剤の候補がある薬剤に関しては現場での確認試験を通じてバトンタッチできれば良いのですが、そうはいかない貴重な剤も販売終了しております。これには世界情勢の影響や製造諸経費の上昇だけでなく農薬の再評価制度というものが大きく関わっていることもあります。今回は改めて再評価制度がどういうものなのか確認していきましょう。

（１）農薬の登録について

農薬を販売するには**国からの「登録」**が必要となります。登録とは、メーカーがヒトに対する安全性や環境に対する影響などの様々な試験を実施しその結果について国が農薬取締法に基づいて審査を受け、初めて「登録」となります。登録を受けた農薬を実際に使用する際は、定められた使用方法に基づいて適切に使用する必要があります。農薬登録の進め方は下記の図のように各省が連携をとりながら行っています。

登録までの流れ ※農林水産省 HP より

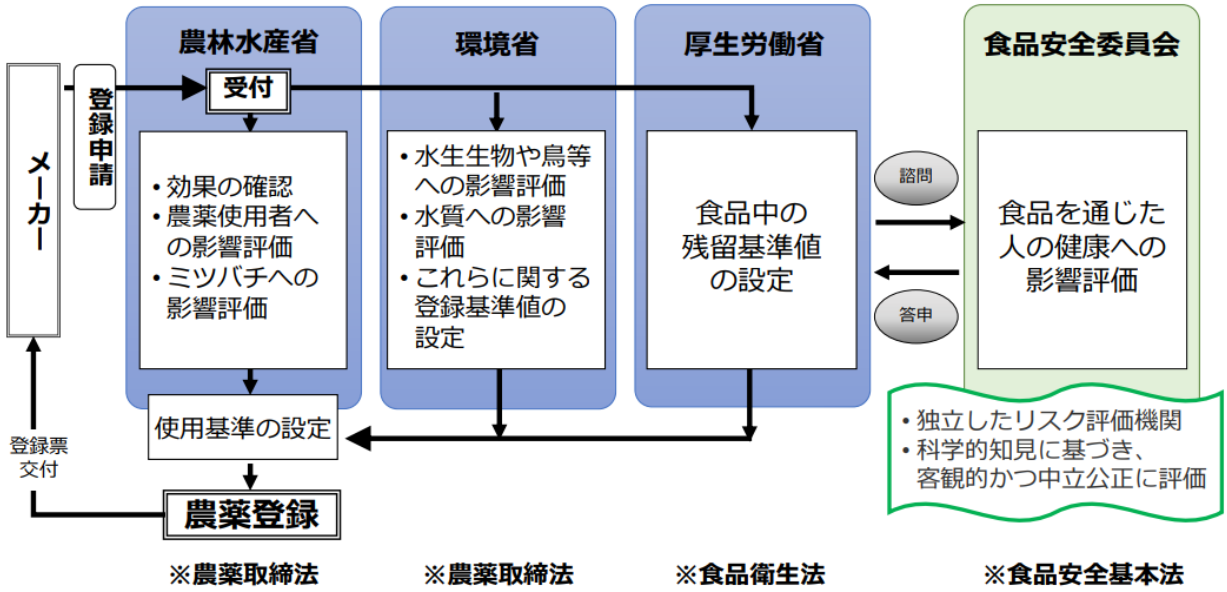

（２）再評価制度について

2018 年に農薬取締法が改正され、日本で登録されている全ての農薬を対象として 15 年毎に安全性等の再評価を国が行っています。再評価制度が導入された背景には、**農薬の安全性に関する新たな知見**や、**評価法の発達**を農薬の登録状況に的確に反映させるためです。それによって安全性の向上や、国際的な標準との調和、最新の科学的知見に基づく規制を作ることが目的です。日本で使用実績が多い農薬を優先的に評価しているとのことで、生産者が使用している重要な農薬の販売終了にはこういった要因が含まれている場合もあります。

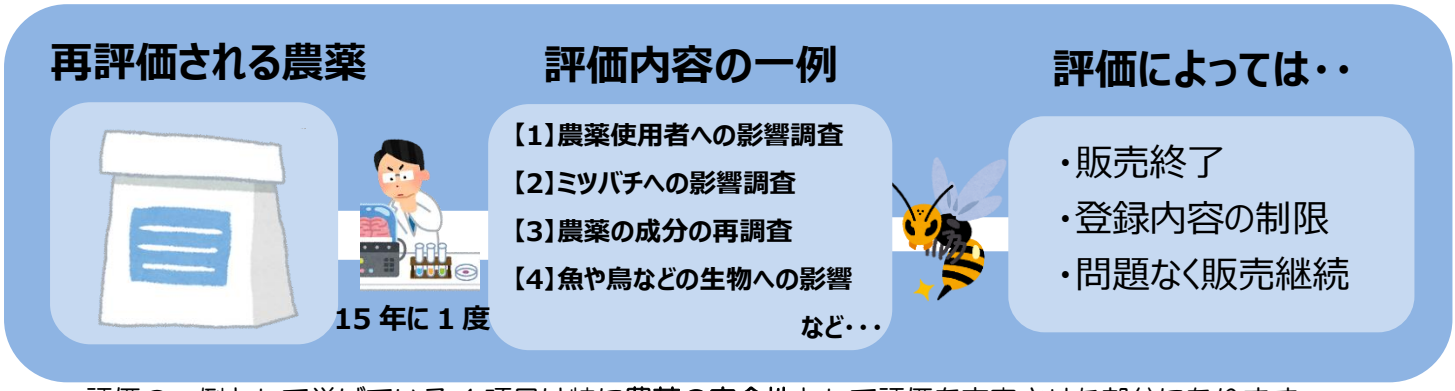

評価の一例として挙げている４項目は特に**農薬の安全性**として評価を充実させた部分になります。

その他にも、今後の時代に必要不可欠な効率的で低コストな農業に貢献するため、農薬に係る規制の合理化が必要と判断し再評価制度が改正されました。国民にとっては**今よりもさらに安全**に、農家にとっては**①農作業の安全性向上、②生産コストの引下げ、③農産物の輸出促進**、農薬メーカーにとっては、**日本発の農薬の海外展開の促進**につながるような背景がこの改正にはあります。

【１】農薬使用者への影響調査

農薬は、使う量によって有害にも無害にもなりえることから、多くの化学物質は使う量をきちんと決めて使えば安全であり、リスクとうまく付き合うことが大事ということになります。

人体への影響を考えるうえで、使用方法によって異なる暴露量を考慮した評価を導入するようになりました。毒性の強さだけでなく、ヒトへのリスクの大きさを知るために、農薬の残留濃度、その農薬の代謝物、その農薬を含む食品の消費量などを考えあわせて評価を行います。調査結果に基づき残留基準を設定した場合の農薬の摂取量を推定し、基準値を超えないことを確認したうえでリスク判定を行っています。

【２】ミツバチへの影響

ミツバチが直接農薬を浴びた場合の影響に加え、農薬を浴びた花粉や花蜜の巣への持ち帰りによる巣内のミツバチへの影響も評価しています。

我が国における農薬が原因と疑われるミツツチの被害状況は、年間 50 件程度で推移しており、被害の多くは水稲のカメムシ防除時期に発生しています。被害実態を踏まえ、農家と養蜂家との農薬散布情報の共有や、散布時の巣箱の退避等の対策を推進していく必要があります。

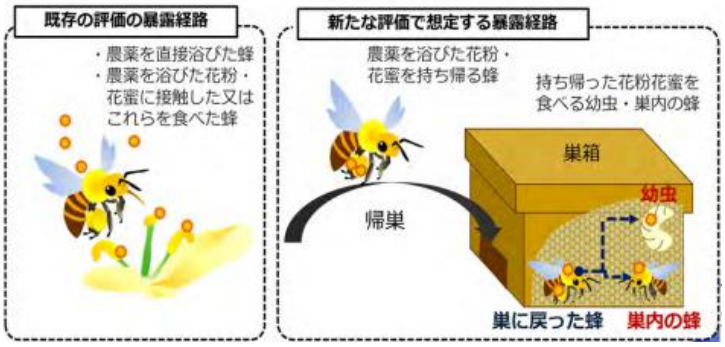

※農林水産省 HP より

【３】成分に関する評価

これまでは、農薬原体の製造方法の変更を認めないことで原体の品質管理が行われていました。しかし、欧米における農薬原体に関する品質管理方法を参考に、農薬原体の規格を設定することで原体製造方法の変更をできるようにしました。また、農薬取締法の改正では既登録の農薬原体についても再評価の際に原体規格が設定されることとなったことから、今後はすべての農薬で原体規格設定のための対応が必要となります。ただ、先に再評価を受け問題が無いと判断されたものに関しては、同等の成分が新たな農薬の登録において必要となる試験成績の一部を省略することができます。

【４】動植物に対する影響評価

これまでは水産動物に限定して影響がないか調査されてきましたが今回の農薬取締法改正によって鳥類や水草なども対象となりました。

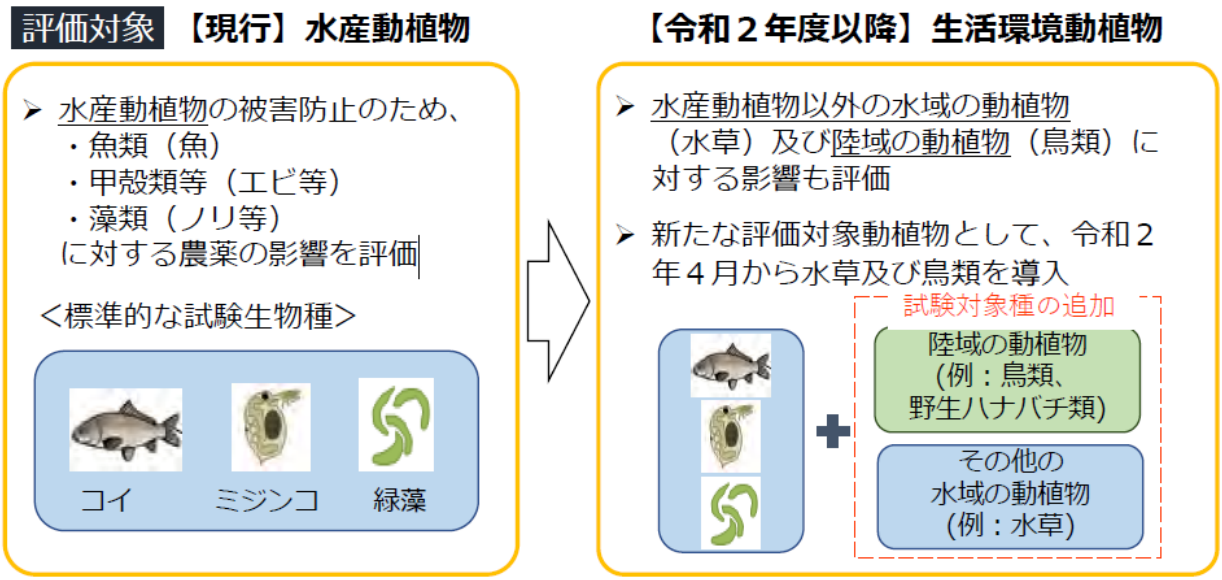

※農林水産省 HP より

（３）再評価の優先度について

再評価の優先順位は、我が国で一番多く使われているものを真っ先に評価し、使用量は少ないが許容一日摂取量等が低い（毒性が高い）ものの優先度を高くしています。現在農林水産省が公表している優先度の種別が下記の表になります。

【優先度基準】※農林水産省 HP を参考

優先度	種別	基準
優先度A	日本で多く使われているもの	殺虫剤：生産量が年あたり約20~30t以上 除草剤、殺菌剤：生産量が年あたり約50t以上　など
優先度B	使用量は少ないが 1日の摂取許容量が低いもの	日本国内外の評価で、神経毒性や発がん性、遺伝毒性などが懸念されるもの
優先度C1	その他の農薬	優先度A,B,C2またはD以外の有効成分
優先度C2	登録が比較的新しいもの	優先度A,B,D以外の有効成分のうち、 2006年以降に評価、登録されているもの
優先度D	生物農薬及び植物検疫用と農薬など	フェロモン、生物・微生物農薬、毒性の懸念が小さいもの

軽い着心地さわやかウェア！カッパ天国エース☆

プラスα
マンガシリーズ
第51弾！！

引用：農薬の再評価、農薬取締法の改正について、農薬取締法に基づく規制の現状と今後について（農林水産省）、農薬の再評価制度と課題（植物防疫第 73 巻第 1 号）

＊12 月号に記載されている内容はＪＡ全農ながさきのホームページに掲載されています。

ＪＡ全農ながさきホームページ URL：http://www.ns.zennoh.or.jp